

食安輸発第1118001号
平成17年11月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

タイ産バジルシードの検査命令の実施について

標記については、平成17年8月19日付け食安輸発第0819002号にて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところですが、タイ産バジルシードについては、アフラトキシン検出による違反事例が相次いでいることから、今般、検査命令の試験品採取の方法について、下記のとおり変更することとしましたので御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成17年3月31日付け食監発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。

記

試験品の採取方法

1ロットを8分割した後、各分割について別表3によること。(注)

(注) 各検体についてアフラトキシンの検査を実施し、1検体でも陽性の検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。